

栃木県障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）利用規約

この規約は障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

〔利用上のルール〕

- 1 利用時間を厳守すること。（準備及び片付け等は、利用時間に含まれる。）
- 2 施設、設備、器具等を大切に利用すること。また、アリーナ内で机・椅子等を使用する場合は、必ず備え付けのシートを下に敷くこと。
- 3 施設、設備等を破損、汚損、紛失した時は弁償の責を負う。また、故意・過失に関わりなく、破損等があった場合は、速やかに報告すること。
- 4 施設利用後は清掃し、使用した用具や器具の原状回復を行うこと。
 - 1) ゴミは各自持ち帰り、体育館に残さないこと。
 - 2) 利用者は利用後、施設の点検をすること。
 - 3) ドア、窓を閉めること。
- 5 アリーナでは室内用シューズを使用し、土足厳禁とする。
- 6 建物内、敷地内については、禁煙とする。
- 7 アリーナ内は、原則として飲食禁止とする。ただし、蓋の閉まる容器を用いて、水分補給をすることは可能とする。なお、アリーナ内で水分補給を行い、こぼれた場合は、利用者側が拭き掃除を行うこと。モップでは水滴を拭かないこと。
- 8 火気（ポータブルコンロ、電熱器、電気ポット）は使用しないこと。
- 9 建物内のコンセントは、施設備品使用を除き、原則使用禁止。利用上、必要な場合は管理者の許可を得ること。また、携帯電話の充電も禁止とする。
- 10 中学生以下の児童生徒が使用する場合は、保護責任者（成人の保護者）の付添いを必要とする。また、子供たちの安全確保等は、保護者が責任をもって行うこと。
- 11 大会、催し物等を開催する場合は、必ず事前に管理者と打合せを行うこと。
- 12 事故、火災、その他の災害を未然に防ぐこと。
- 13 利用者は、不測の災害等に備え、非常口、避難路、消火設備等を確認しておくこと。
- 14 所定の場所以外は立ち入らないこと。立ち入る必要が生じた場合は管理者の許可を得ること。
- 15 貴重品やお手回り品の管理は、各自で行うこと。なお、紛失等の責は管理者は負わない。
- 16 忘れ物、落とし物の保管期間は3か月とし、その後は処分する。

17 フットサルの利用に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

〔利用禁止事項〕

- 1 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者（酒気を帯びた者等）の利用。
- 2 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団、その他集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる者の利用。
- 3 利用する権利は他者・他団体に譲ったり貸したりできない。
- 4 スポーツ活動以外の目的での使用。ただし、あらかじめ管理者の許可を得た行事等については例外とする。
- 5 許可のない営利（物品販売を含む）、報酬、撮影、宣伝を目的とするための利用。
- 6 特定政党、もしくは公選法による公職の候補者を支持、またはこれに反対するための利用。
- 7 政治活動のための利用、及び宗教活動のための利用。
- 8 正常な運営を妨げる言動が著しく、他の利用者に迷惑をかける者の利用。
- 9 管理・指導者の指示に従わない者、及び注意事項を守らない者の利用。
- 10 承認された利用目的や条件に反する者の利用。
- 11 ペットを連れての入館（身体障害者補助犬を除く）、危険物の持込み。
- 12 感染症にかかっている者の利用。
- 13 施設、設備等を破損、汚損、紛失するおそれがあると認められる者の利用。
- 14 施設の管理上支障があると認められる者の利用。
- 15 その他、管理者が適当でないと認める者の利用。
- 16 その他の管理上支障があると認められるとき。
 - 1) 設備の点検、修理の場合
 - 2) 駐車場が不足する場合

付則

この規約は、2019年4月1日より適用します。

とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ） フットサル利用時の禁止事項等について

フットサルの利用時には、以下の事項を厳守すること。

（１）禁止事項等

- ① 専用利用・普通利用に関わらず、アリーナ半面の利用はできない。
- ② 小学生以上の利用はできない。ただし、障害者利用について、年齢の制限はない。
- ③ フットサル専用ボール以外は使用禁止とする。
- ④ 故意に壁や扉等にボールをぶつける行為（壁打ち）は禁止とする。
※弱い力であっても、バスケットゴール等に向けて蹴る行為も禁止とする。
- ⑤ バスケットゴール、音響機器、換気口、非常口誘導灯などにボールをぶつけないよう、ボールを蹴るときは強さ・角度に十分注意すること。
- ⑥ 管理者の用意したゴールを使用すること。
- ⑦ エントランス、廊下、観覧席等アリーナ以外でのボールの使用は禁止する。
- ⑧ 室内用フットサルシューズを必ず使用すること。
※フットサルシューズであっても、屋外用シューズは使用禁止とする。

（２）その他

- ① ゴール及び防球ネットなどの用具を運ぶ際は、引きずらないよう必ず二人以上で運び、怪我や破損等に十分注意すること。
- ② 壁及び扉など館内設備保護のため、ゴール及び緑色の防球ネットなどの用具は別紙図のとおり設置し、規定の位置以外に移動させないこと。
- ③ その他の事項については、当センターの利用規約に従うこと。

2019年4月1日

栃木県障害者スポーツ協会